



VOL. 140

杜若経営法律事務所 弁護士 向井 蘭

★ 社会保険の未納・追徴、管轄は人社部ではなく「税務部門」

1 社会保険徴収の管轄

2018年の国家機構改革により、社会保険料の徴収機能は人力資源・社会保障部（人社部）から税務部門へ移管されました。しかし、実務上、従業員が社会保険の未納について、依然として人社部に申告や監査を求めるケースがあります。

社会保険料の滞納に関する監査・追徴の職責は、もはや人社部にはないことを確認した近時の行政訴訟の判例をご紹介します。

2 事例

従業員の周某某は、会社の社会保険料滞納があったとして、2024年12月、人力資源・社会保障部（人社部）に対し、同部の社会保険事業管理センターに滞納分の監査・追徴を命じるよう求める行政不服申立てを行いました。

これに対し人社部は、「2018年の国家機構改革方案に基づき、社会保険料の徴収機能は既に税務部門に移管されており、人社部門はもはや関連業務を担当しない」として、この申立てを受理しませんでした。

周某某は、この不受理決定を不服として、裁判所に提訴しました。

3 判決（裁定）

一審

裁判所は、2018年の機構改革により社会保険料の徴収・監査等の職責は税務部門に移管されていると認定。周某某が人社部に履行を求めた職責は、明らかに人社部の権限範囲に属さないとして、周某某の訴えを棄却しました。

周某某はこれを不服として上訴しました。

二審（北京市高級人民法院）

二審裁判所も一審の判断を支持しました。人社部には周某某が申請した法廷職責（社会保険料の監査・追徴）は存在しません。そのため、人社部が申立てを不受理とした決定は、周某某の合法的権益に実際の影響を及ぼすものではないと判断しました。

結論として、周某某の起訴は法定条件を満たしていないとして、上訴を棄却し、一審の棄却裁定を維持する終審裁定が下されました。

4 実務上の留意点

本判例は、社会保険の未納問題に関する中国の司法・行政のスタンスを明確に示しています。2018 年の機構改革以降、社会保険料の徴収に関する権限と責任は「税務部門」に一元化されています。

したがって、企業側（使用者）としては、社会保険料の納付に関する行政機関の監査や調査、追徴命令などは、原則として人社部ではなく「税務部門」から行われることになります。

また、従業員が会社の社会保険未納を申告（通報）する場合の窓口も「税務部門」となります。本件のように、従業員が誤って人社部に対し行政申立てを行っても、権限外として受理されないことが裁判所によっても確認されました。

管轄が税務部門に移管されたことにより、徴収管理がより厳格化されている側面もあり、企業としては引き続き法令遵守に基づき適切に社会保険料を納付することが重要です。

案号(2025)京行終 4153 号

以上

お電話・メールでご相談お待ちしております。（9:00～17:00）

[杜若経営法律事務所](#) TEL03-6275-0691/FAX03-6275-0692

メールでのお問い合わせは[こちら](#)